

## これからの介護サービス事業の運営のために

～ 東京都における在宅サービス事業者（福祉系）への実地検査の状況について ～

東京都福祉保健局指導監査部指導第一課

## 目 次

1	指導と監査について	… P 1
2	福祉系居宅介護サービス事業者等実地検査実施方針	… P 4
3	勧告・命令等について	… P 9
4	行政処分(指定の取消し、指定の全部又は一部の効力の停止)について	… P 12
5	関係法令について	… P 15
6	平成25年度 指摘が多い事項(居宅介護支援事業所)	… P 18
7	平成25年度 指摘が多い事項(訪問介護事業所)	… P 30
8	平成25年度 指摘が多い事項(介護予防訪問介護事業所)	… P 39
9	平成25年度 指摘が多い事項(通所介護事業所)	… P 43
10	平成25年度 指摘が多い事項(介護予防通所介護事業所)	… P 53
11	平成25年度 指摘が多い事項(用具貸与・予防用具貸与・用具販売・予防用具販売)	… P 57
12	平成25年度 指摘が多い事項(共通)	… P 58
13	自己点検票について	… P 62
14	ホームページのご紹介	… P 63

## 1. 指導と監査について

### 「指導」について

利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、高齢者虐待防止等の取組による利用者の処遇、サービスの質の向上及び適正な介護報酬の請求の観点から、健全な事業者育成のための支援に主眼を置いて実施する。

【実施方法】 ① 集団指導 ② 実地指導

#### ① 集団指導

一定の場所に事業者を集め、講習等の方式により実施する。区市町村が行う事業者連絡会、高齢社会対策部介護保険課（東京都）、東京都国民健康保険団体連合会等が行う説明会又は事業者が集う機会を活用し、主催者からの講師派遣依頼により行う。

平成25年度実施状況 1, 527事業者

#### ② 実地指導

（都道府県が行う実地指導）

介護保険法第24条（帳簿書類の提示等）

厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付費等に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

以下（略）

（区市町村が行う実地指導）

介護保険法第23条（文書の提出等）

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第24条の2第1項第1号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

## 「監査」について

法令・指定基準等の違反、介護報酬の不正請求又は不適切な介護サービスの提供が明らかかな場合には、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、悪質な事業者を排除することに主眼を置いて、機動的に実施する。

### 介護保険法第76条（報告等）

都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業員であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

以下（略）

※居宅介護支援：第83条、介護予防：第115条の7

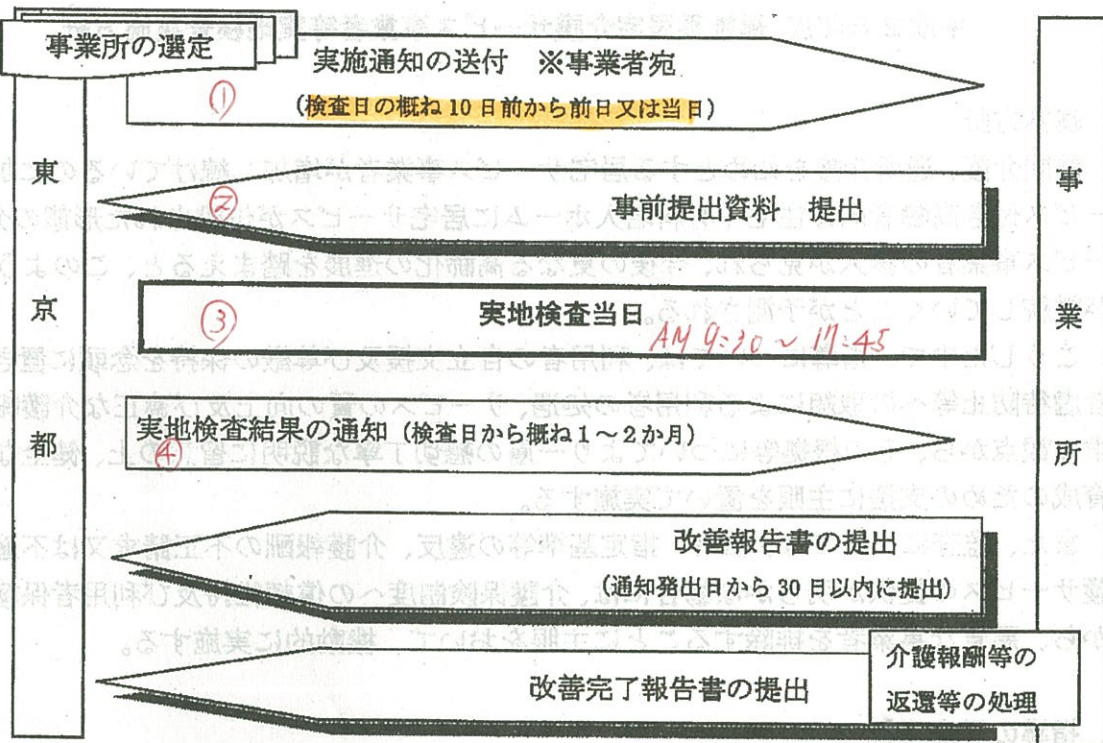
## 東京都の実地検査について

東京都は、次の規定に基づき、事業所等において実施する検査を「実地検査」と呼んでいます。

### 【根拠規定】

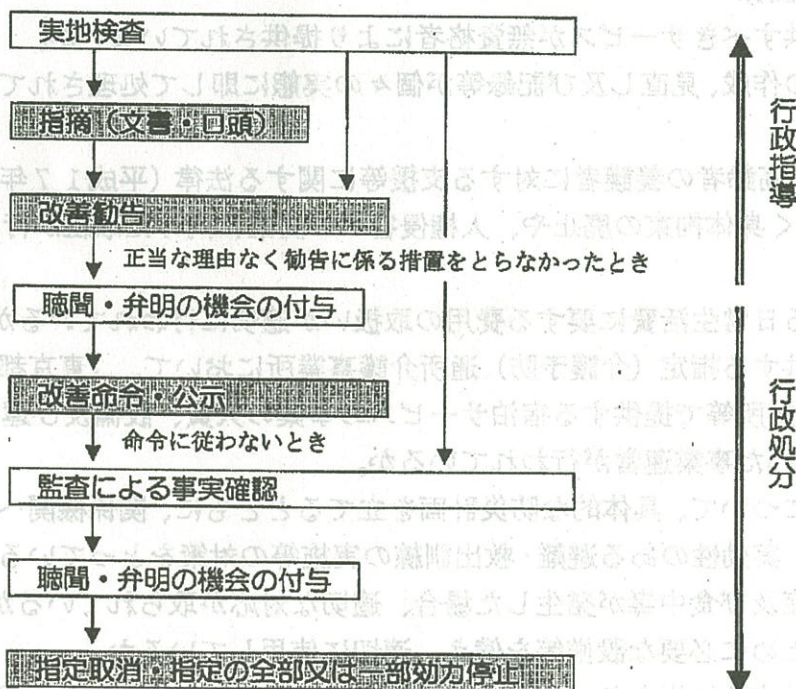
- ・介護保険法 第24条  
第76条（居宅介護支援は第83条、介護予防は第115条の7）  
第115条の33…業務管理体制の整備に関する報告等
- ・生活保護法 第54条の2第4項において準用する第54条

～ 実地検査の流れ ～



※ 実地検査結果及び改善状況は、福祉保健局ホームページに掲載しています。(P63~64 参照)

～ 行政指導・行政処分について ～



## 2 福祉系居宅介護サービス事業者等実地検査実施方針

### 平成26年度 福祉系居宅介護サービス事業者等実地検査実施方針

#### 1 基本方針

訪問介護、通所介護を始めとする居宅サービス事業者が増加し続けているのに加え、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居宅サービスが併設された形態の介護サービス事業者の参入が見られ、今後の更なる高齢化の進展を踏まえると、このような傾向が継続していくことが予測される。

こうした中で、指導については、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、高齢者虐待防止等への取組による利用者の処遇、サービスの質の向上及び適正な介護報酬の請求の観点から、その根拠等についてより一層の懇切丁寧な説明に留意の上、健全な事業者育成のための支援に主眼を置いて実施する。

また、監査については、法令・指定基準等の違反、介護報酬の不正請求又は不適切な介護サービスの提供が明らかな場合には、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、悪質な事業者を排除することに主眼をおいて、機動的に実施する。

#### 2 指導の重点項目

##### (1) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- ウ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。

##### (2) 設備基準・運営基準関係

- ア 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- イ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。
- エ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- オ 宿泊サービスを提供する指定（介護予防）通所介護事業所において、「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づいた事業運営が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- キ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- ク 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- ケ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利

用を含む。)が適切に行われているか。

コ 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。

### (3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

特に、居宅介護支援業務について、運営基準に定められたアセスメント・モニタリングの未実施、サービス担当者会議の未開催、利用者の同意を得ていないなど、不適切であるにもかかわらず減額せずに報酬を請求していないか。

## 3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- (4) 架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 利用者から利用料の一部(1割)受領は適切に行われているか。等

## 4 実施計画

### (1) 対象サービス等

ア 居宅サービス(指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売)

イ 居宅介護支援

ウ 介護予防サービス(指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定介護予防福祉用具販売)

エ アからウまでのサービスを提供する事業者

オ 生活保護法に基づく指定介護機関

(注) 指定介護老人福祉施設等に併設・隣接(同一敷地内)している指定(介護予防)短期入所生活介護事業所、指定(介護予防)通所介護事業所及び単独の指定(介護予防)短期入所生活介護事業所(指定介護老人福祉施設等の建物に単独の指定(介護予防)短期入所生活介護事業所がある場合)において提供される当該サービスを除く。

### (2) 実施形態

ア 指導・監査

(ア) 実施方法

サービス事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

事業者、指定事業所を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、同一敷地内の事業所で複数のサービス事業の指定を受けている場合（居宅介護支援事業と他のサービス事業とを併せた指定、訪問系サービス事業と福祉用具貸与事業とを併せた指定、介護予防サービス事業を併せた指定等）は、原則として、同日で実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として2人体制で、計4班体制とする。

また、事業所の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（平成12年4月1日付12高福指第68号）第4及び第5の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日通知を含む。）。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第4及び第5の規定に基づき、概ね2週間ごとに決定する。

イ 集団指導

一定の場所に事業者を集め、講習等の方式により実施する。

(ア) 区市町村が行う事業者連絡会、高齢社会対策部、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等が行う説明会等において、主催者からの講師派遣の依頼に基づき行う。

(イ) 指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査に係る説明会における集団指導の規模拡大や、特定の大規模事業者又はフランチャイズ事業者等が集う機会を新たに設け、これらを有効に活用して実施する。

ウ その他

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。

なお、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第5の規定を準用した検査を実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、平成26年4月1日時点で現存する指定事業所とするが、当該データの集計に時間を要するため、同年3月1日現在の集計データを使用する。

ただし、年度途中で指定を受けた事業所についても、適宜、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）で示された「介護保険施設等実地指導マニュアル



## 通所介護 1(生活相談員の配置)

生活相談員を適正に配置すること。

### 【指摘事例】

- 生活相談員が、送迎業務、営業活動、会議、研修、通院付き添い及び買物等で外出している時間帯があり、通所介護の提供に専従しておらず、必要な勤務延時間数を満たしていない事例
- サービス提供時間の開始より生活相談員の勤務開始時間が遅く、必要な勤務延時間数を満たしていない事例

条例第111号	規則第141号	施行要領
<p>(従業者の員数) 第99条</p> <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに通所介護従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 生活相談員 二 看護師又は准看護師 (以下この章において「看護職員」という。) 三 介護職員 四 機能訓練指導員</p>	<p>(従業者の配置基準) 第17条</p> <p>一 生活相談員</p> <p><u>指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数</u></p>	<p>1の(1) 従業者の員数(居宅条例第99条)</p> <p>④ 生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。<u>ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)</u>とする。</p> <p>(確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式) 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数</p> <p>例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず六時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の二単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。</p>

## 通所介護 2(看護職員の配置)

看護職員を適正に配置すること。

### 【指摘事例】

- 看護職員がサービス提供時間帯を通じて1人も勤務しておらず、看護職員が必要数配置されていない日が認められた事例
- 利用者があるサービス提供の終了時刻まで、看護職員が配置されていなかった事例

条例第111号	規則第141号	施行要領
<p>(従業者の員数)</p> <p>第99条</p> <p>指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに通所介護従業者を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 生活相談員</p> <p>二 看護師又は准看護師 (以下この章において「看護職員」という。)</p> <p>三 介護職員</p> <p>四 機能訓練指導員</p>	<p>(従業者の配置基準)</p> <p>第17条.</p> <p>二 看護職員(条例第九十九条第一項第二号に規定する看護職員をいう。以下この章において同じ。)</p> <p><u>指定通所介護の単位(指定通所介護であってその提供が同時に一人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上となるために必要な数</u></p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定通所介護事業所の利用定員(条例第百二条第四号に規定する利用定員をいう。次条において同じ。)が十人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が一以上となるために必要な数とすることができる。</u></p>	<p>1の(1) 従業者の員数(居宅条例第99条)</p> <p>⑥ <u>看護職員については、提供日ごとに、当該事業所において看護関係業務に必要な時間帯は専従配置しなければならない。</u></p> <p><u>それ以外の時間帯においては、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ることができる」と認められる場合は、専ら従事しないことができる。</u></p> <p>なお、密接かつ適切な連携を図ることができる」と認められる場合とは、以下のとおりとする。</p> <p><u>ア 当該事業所において機能訓練指導員等の他職種として従事する場合</u></p> <p><u>イ 併設または近接に同一事業者の他の事業所・施設がある場合に、当該他の事業所において従事し、通所介護事業所において対応が必要となれば直ちに駆けつけられる体制が確保されている場合</u></p>

職種上の注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者及び従業者全員について、毎日の勤務時間数（4週間分）を記載してください。</li> <li>・サービス提供時間帯と従事職員の勤務時間帯（他の業務と兼務する場合は通所介護の当該職種に準拠する時間帯）が分かるように記載してください。</li> <li>・資格証の写しを、氏名を記載した類に添付してください。</li> </ul>	
人員配置について	
管理者	<p>管理者は、原則として常勤かつ専従が要件です。ただし、交棒がない場合には、ア又はイにより兼務が可能です。</p> <p>ア：当該通所介護事業所における他の職種の兼務 イ：同一敷地内の別事業における兼務</p> <p>なお、ア又はイの場合であっても、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合は、管理業務に支障があると考えられます。</p>
生活相談員	<p>生活相談員について、提供を行う時間数に準じて、1以上の職員が確保されていますか。</p>
看護職員	<p>看護職員について、単位ごとに看護職員を1以上配置。 （提供時間帯を準じて専従する必要があるが、提供時間帯を通じて当該通所介護事業所と密接かつ適切な連携（※）を図ることが必要）</p> <p>（※）都においては、「密接かつ適切な連携」とは、併設または近接に同一法人のクリニックや施設等があり、サービス提供時間帯においてサービス提供しない場合は併設施設等で従業しており、サービス対応が必要となれば直ちに駆けつけられる状況である場合に、併設施設等での兼務可として指定している。</p>
介護職員	<p>介護職員について、次のア及びイの要件が満たされていますか。</p> <p>ア：単位ごとに常時、1以上の職員が確保されている</p> <p>イ：利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上の介護職員が確保されている</p> <p>定員10人以下であれば、看護職員または介護職員が1以上必要</p> <p>機能訓練指導員が1以上確保されていますか。</p> <p>（※）事業所規模に係らず、1以上の配置が必要。各事業所において策定する通所介護計画に位置づけられたサービス内容が適切に提供できる配置であること。</p>
機能訓練指導員	

職種名	資格及び配置要件
管理者	<p>資格要件なし</p> <p>常勤専従。管理上支障がない場合は業務可</p>
生活相談員※1	<p>社会福祉士、社会福祉士専修(3科目主専)、精神保健福祉士、ケアマネ、介護福祉士、その他都で定めるもの※2</p> <p>提供を行う時間数に準じて、専従で1以上</p>
看護職員	<p>看護師、准看護師</p> <p>単位ごとに、専従で1以上</p>
介護職員※1	<p>資格要件なし</p> <p>単位ごとに、専従で常時1以上。利用定員15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上</p>
機能訓練指導員	<p>看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬道整復師又はあん摩マッサージ師</p> <p>1以上</p>

※1 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤者であること

※2 介護福祉士で生活相談員を行う場合、都で指定する施設（フイ・シヨウト・特養・老健等）のいずれか1年以上の実務経験が必要。（平成25年2月14日付け 24福保高介第1642号 通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」を参照）

新規事業者研修資料（新規事業者研修時に配布する資料です。）2 申請書等の記載例について「通所介護」より抜粋  
 参考 URL ([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/lib/guidebook\\_files/2dei.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/lib/guidebook_files/2dei.pdf))

## 通所介護 3(勤務体制の確保)

事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めること。

### 【指摘事例】

- 勤務表を作成していない事例
- 勤務表について、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等が明確にされていない。

条例第111号	施行要領
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第103条</p> <p>指定通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することができるよう各指定通所介護事業所において、通所介護従業者の勤務体制を定めなければならない。</p>	<p>3の(2) 勤務体制の確保等</p> <p>居宅条例第103条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定通所介護事業所ごとに、<u>原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にすること。</u></p>



### 確認

#### 通所介護の単位と人員配置について

#### 【施行要領第三の6の1(1)の①】

##### 1 人員に関する基準

##### (1) 従業者の員数

① 指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

イ 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置けられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

## 通所介護 4(通所介護計画の作成・ケアプランに沿った通所介護計画の作成)

- 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成のための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成すること。
- 居宅サービス計画の内容に沿って通所介護計画を作成すること。

### 【指摘事例】

- 通所介護計画書を作成していない事例
- 必要な事項が記載されていない事例
- 利用者の心身の状況、希望等を踏まえて作成していない事例等
- 居宅サービス計画の交付を催促することなく長期間経過している事例
- 居宅サービス計画の内容と異なる通所介護計画になっている事例

条例第111号	施行要領
<p>(通所介護計画の作成)</p> <p>第107条 <u>管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</u></p>	<p>3の(5)通所介護計画の作成</p> <p>② <u>通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。</u>  <u>通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課(プログラム)等を明らかにするものとする。</u></p> <p>③ <u>通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</u>  <u>なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</u></p>

## 通所介護 5(通所介護計画の説明、同意及び交付・実施状況や評価の説明)

- 利用者又はその家族に対し、通所介護計画の実施状況や評価について、説明を行うこと。
- 通所介護計画の作成に当たり、その内容について説明し、同意を得た上で、交付すること。

### 【指摘事例】

- 利用者の同意を得ていない事例
- 利用者に交付していない事例
- 実施状況や評価について、説明を行っていない事例
- 説明を行ったことが確認できない事例等

条例第111号	施行要領
<p>(通所介護計画の作成)</p> <p>第107条</p> <p>2 管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、当該通所介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>3 管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>3の(5)通所介護計画の作成</p> <p>④ 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、<u>指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</u></p> <p>なお、交付した通所介護計画は、居宅条例第111第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p> <p>⑤ 通所介護計画の目標及び内容等については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p>

### 通所介護 6(実施状況・目標の達成状況の記録)

それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うこと。

#### 【指摘事例】

サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録がない事例

条例第111号	施行要領
<p>(通所介護計画の作成)</p> <p>第107条</p> <p>4 <u>通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</u></p>	<p>3の(5) 通所介護計画の作成</p> <p>⑤ <u>通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行わなければならないが、管理者は、当該通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行わなければならない。</u></p>

### 通所介護 7(非常災害対策)

非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

#### 【指摘事例】

- 非常災害に関する具体的な計画を立てていない。
- 指定時から検査日現在まで、必要な訓練を実施していない事例

条例第111号	施行要領
<p>(非常災害対策)</p> <p>第110条 指定通所介護事業者は、<u>非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p>	<p>3の(7) 非常災害対策</p> <p>居宅条例第110条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、<u>消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</u></p>

## 通所介護 8(利用料等の受領)

利用料以外の費用の受領が不適切なので、是正すること。

### 【指摘事例】

- 保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係があるサービスであるにもかかわらず、連絡帳代を徴収していた。
- おむつ代や教養娯楽代等の日常生活費の具体的金額等について、運営規程や重要事項説明書に記載されていない。

条例第111号	規則第141号	施行要領
<p>(利用料等の受領)</p> <p>第104条</p> <p>3 指定通所介護事業者は、前二項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p>	<p>(利用料等の内容)</p> <p>第19条</p> <p>条例第104条第3項に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第3号に定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>一 条例第102条第6号に規定する<u>通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する</u></p>	<p>3の(3) 利用料等の受領</p> <p>② 同条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、居宅規則第19条で定める、</p> <p>イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>ロ 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>ハ 食事の提供に要する費</p>

	<p><b>費用</b></p> <p>二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>三 <u>食事の提供に要する費用</u></p> <p>四 <u>おむつ代</u></p> <p>五 <u>前各号に掲げるもののほか、指定通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの</u></p>	<p>ニ おむつ代</p> <p>ホ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができるとし、<u>保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである</u>。なお、ハの費用については、厚生労働省告示（居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。））の定めるところによるものとし、ホの費用の具体的な範囲については、厚生省通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）」に定めるところによるものとする。</p>
--	---	---

参考資料

「入所者等から支払を受けることができる利用料等について」（通知）

(URL)

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/zen.files/riyouryou.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/zen.files/riyouryou.pdf)

**通所介護 9(定員の遵守)**

利用定員を遵守すること。

【指摘事例】

利用定員を超えてサービスの提供を行った日が認められた。

<p>条例第111号</p>
<p>(定員の遵守)</p> <p>第108条 指定通所介護事業者は、<u>利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない</u>。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>





## 確認

### 居宅サービス計画と通所介護計画等の関係について

#### 【条例第111号第112条（第20条準用）】

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

指定通所介護事業者は、居宅サービス計画（中略）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供しなければならない。

#### 【条例第111号第107条】

（通所介護計画の作成）

管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定通所介護の内容等を記載した通所介護計画（中略）を作成しなければならない。

この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

#### 【条例第111号第106条】

（指定通所介護の具体的取扱方針）

指定通所介護の具体的な取扱いは、第九十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

一 次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び当該利用者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。

（以下略）

10 平成25年度 指摘が多い事項(介護予防通所介護事業所)			
	事項	指摘内容	根拠
1	秘密保持等必要な措置・個人情報使用の同意	○ 利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ること。 ○ 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。	条例第112号第107条(第31条第2項・第3項準用) 施行要領第4の1(第3の1の3の(21)の②・③参照)
2	利用料等の受領	「その他の日常生活費」について、適正に処理すること。	老企第54号 条例第112号第102条第3項 規則第142号第10条第4号 施行要領第4の1(第3の6の3の(3)の②参照)
3	看護職員	○ 利用者定員が10人を超える場合、介護予防通所介護の単位ごとに、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上となるよう、必要な数を配置すること。 ○ サービス提供時間帯を通じて、密接かつ適切な連携を図る看護職員を1以上確保すること。	条例第112号第97条第1項第2号 規則第142号第17条第1項第2号 施行要領第4の1(第3の6の1の(1)の③・⑤参照)
4	介護予防支援事業者に対する報告・モニタリング	○ 少なくとも月に1回は、利用者の状態、サービスの提供状況等について、指定介護予防支援事業者に報告すること。 ○ サービス提供の終了までに、少なくとも1回は、介護予防通所介護計画の実施状況のモニタリングを行うこと。	条例第112号第109条第1項第7号・第8号 施行要領第4の3の6の(2)の⑤
5	勤務体制の確保等	利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者等の勤務の体制を定めること。	条例第112号第101条第1項 施行要領第4の1(第3の6の3の(2)の①参照)
6	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を整備すること。	条例第112号第105条 施行要領第4の1(第3の6の3の(7)参照)
7	ケアプランに沿った介護予防通所介護計画の作成	介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。	条例第112号第107条(第20条準用)・第109条第1項第2号 施行要領第4の1(第3の6の3の(5)の③参照)
8	運動器機能向上加算	○ 実施する運動の種類及び実施時間を記載した運動器機能向上計画を適切に作成すること。 ○ 運動器機能向上サービスを適切に提供し、算定要件を満たした上で運動器機能向上加算を適正に算定すること。	告示第127号別表6のハの注二 留意事項第2の7の(2)
平成25年度の現地検査対象事業所22事業所に対して行った文書指摘をもとに作成			
※ 上の表において、施行要領とは、平成25年3月29日付24届保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。			

## 予防通所介護 1(アセスメント・予防通所介護計画の作成)

- 介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること。
- 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。

### 【指摘事例】

- アセスメントを(十分に)行っていない事例等
- 介護予防通所介護計画書を作成していない事例
- 所要時間、日程及びサービスの提供を行う期間等必要な事項が記載されていない事例

条例第112号	施行要領
<p>(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針) 第109条 一 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。 二 管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所介護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画(以下この条において「介護予防通所介護計画」という。)を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。</p>	<p>6の(2) 指定介護予防通所介護の具体的取扱方針 ① 予防条例第109条第1号及び第2号は、管理者は、介護予防通所介護計画を作成しなければならないこととしたものである。介護予防通所介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、介護予防通所介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ② 介護予防通所介護計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないこととされ、介護予防通所介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p>

## 予防通所介護 2(運動器機能向上加算)

運動器機能向上加算の算定が不適正なので、是正すること。

### 【指摘事例】

- 運動器機能向上計画を作成していない事例
- リスク・ニーズ・運動器の機能の状況を利用開始時に把握していない事例
- 概ね1か月毎にモニタリングを行っていない事例
- 利用者の運動器の機能を定期的に記録していない事例

告示第127号	留意事項
<p>別表6</p> <p>ハ 運動器機能向上加算 225単位</p> <p>注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は1月につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。</p>	<p>7 介護予防通所介護費・介護予防通所リハビリテーション費 (2) 運動器機能向上加算の取扱いについて</p> <p>① 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションにおいて運動器機能向上サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて要支援者ができる限り要介護状態にならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意しつつ行うこと。</p> <p>② 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という）を1名以上配置して行うものであること。</p> <p>③ 運動器機能向上サービスについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。</p> <p>ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握すること。</p> <p>イ 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための概ね3月程度で達成可能な目標（以下「長期目標」という）及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図れたものとする。</p> <p>ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、概ね3月間程度とすること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、当該運動器機能向上計画の対象となる利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、介護予防通所介護（中略）においては、運動器機能向上計画に相当する内容を介護予防通所介護計画の中（中略）にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 運動器機能向上計画に基づき、利用者毎に運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 利用者の短期目標に応じて、概ね1月間毎に、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。</p>

	<p>カ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者毎に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告すること。介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、上記アからカまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供する。</p> <p>キ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第107条又は第123条において準用する第19条において規定するそれぞれのサービスの提供の記録において利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、介護予防通所介護においては理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が、介護予防通所リハビリテーションにおいては医師又は医師の指示を受けた理学療法士等若しくは看護職員が利用者の運動器の機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に運動器機能向上加算の算定のために利用者の運動器の機能を定期的に記録する必要はないものとする。</p>
--	--